

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による広島県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月一日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三 澤 眞

一 試験の日時

平成十九年十月二十一日（日）午後一時から午後三時まで。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定によって、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則〔昭和三十二年建設省令第十二号〕第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時までとする。

二 試験の場所

受験申込受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

- (一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事
- (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事
- (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関する事
- (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事
- (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事
- (六) 宅地及び建物の価格の評定に関する事
- (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事

ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

2 出題法令

平成十九年四月一日現在施行されている法令による。

四 試験の方法及び出題数

1 方法

四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数

五十問。ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み

1 インターネットによる申込み

(一) 試験案内の掲載

ア 掲載期間

平成十九年七月二日（月）から平成十九年七月十七日（火）まで

イ 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

(二) 申込期間

平成十九年七月二日（月）午前九時三十分から平成十九年七月十七日（火）午後九時五十九分まで

(三) 申込方法

ア 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書〔修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの〕に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

イ 写真ファイル（平成十九年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの）を添付する。

(四) 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードによって、又はコンビニエンスストアにおいて納入すること（事務手数料は、本人負担とする。）。

2 郵送による申込み

(一) 試験案内及び受験申込書の配布

ア 配布期間

平成十九年七月二日（月）から平成十九年七月三十一日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日は除く。

イ 配布場所

社団法人広島県宅地建物取引業協会本部及び各支部並びに広島県都市部都市事業局建築指導室、広島県各地域事務所建設局及び建設局支局

(二) 申込期間

平成十九年七月二日（月）から平成十九年七月三十一日（火）までの消印があるもの限り受け付ける。

(三) 提出書類

ア 受験申込書（受験手数料納入済みを証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの）

イ 写真一葉（平成十九年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの）

②

ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）

(四) 受験手数料

七千円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙によって、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は本人負担とする。）。

(五) 申込場所

社団法人広島県宅地建物取引業協会（〒七三〇―〇〇四六 広島市中区昭和町一

―五 広島県不動産会館）あて、配達記録郵便で申し込むこと。

七 合格発表

1 発表の期日

平成十九年十二月五日（水）

2 発表の方法

社団法人広島県宅地建物取引業協会本部、福山支部及び呉支部並びに広島県庁正面掲示板に合格者名簿を掲示するとともに、本人への合格証書の送付によって行う。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人広島県宅地建物取引業協会（電話 〔〇八二二〕二四三―〇〇一一）